



目黒区新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ（2020年3月31日）

1件のメッセージ

目黒区新型コロナウイルス感染症対策本部 <koho999@city.meguro.tokyo.jp>

2020年3月31日 17:36

To: iwai@nakamura.eka.com

（このメールは目黒区のすべてのメールマガジン登録者にお送りしています。）

こちらは、目黒区新型コロナウイルス感染症対策本部です。

3月31日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と区民の生命、健康を第一に考え、区立の集会施設等の利用中止を決定しました。

■集会施設等

1男女平等・共同参画センター（会議室、研修室等）

2住区センター（会議室、レクリエーションホール等）

3中小企業センター（集会室等）

4勤労福祉会館（集会室等）

5消費生活センター（研修室・情報コーナー等）

6高齢者センター（集会室、大広間等）

7心身障害者センター（会議室、視聴覚室、言語訓練室、文化事業室）（通所事業及び短期入所等は除く）

8目黒区エコプラザ（活動室）

9社会教育館（レクリエーションホール、研修室等）

10緑が丘文化会館（レクリエーションホール、研修室等）

11青少年プラザ（レクリエーションホール、研修室、会議室等）

12スポーツ施設（屋内・屋外の全ての施設） 利用承認の取り消しに伴う使用料返還・問合せ対応が必要な施設については、窓口業務を継続します。

■その他関連施設

1総合庁舎（会議室、和室、茶室）、和室休憩室（しじゅうからの間）

2北部地区サービス事務所会議室及び東部地区サービス事務所特別会議室

3老人いこいの家

4目黒区美術館、区民ギャラリー、めぐろ歴史資料館（古民家を含む）

5区立公園等（スポーツ利用施設、花とみどりの学習館、自然観察舎）

■利用中止期間

原則として、4月2日（木曜日）から4月30日（木曜日）まで。

■施設使用料

利用中止期間については、使用料を全額返還します。

PC版（区長のビデオメッセージ）：<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/anken/newcorona/message2.html>

PC版（新型コロナウイルス感染症対策のため中止・変更等のある施設や事業）：https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/anken/newcorona/cessation_service.html

詳細については各施設にお問合せください。

このアドレスは配信専用です。返信いただいても対応できません。

発行者：目黒区新型コロナウイルス感染症対策本部（事務局：生活安全課）

電話：03-5722-9164